

尼崎市フレイル予防・認知症を学ぶ講師費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 尼崎市で活動を展開する高齢者がつどいの場において、フレイル予防（口腔栄養機能・運動機能・社会参加）や認知症予防及び認知症の方との接し方などについて地域の方が話を聞きたいと思う講師（専門職や指導員）を招聘するためにかかる費用などを予算の範囲内で助成し、フレイル予防のさらなる普及、認知症への理解の促進を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 65歳以上の者をいう。
- (2) 団体 構成員に5人以上の高齢者を含んでいることをいう。
- (3) 講師
ア 今までに尼崎市や他自治体の公民館講座やカルチャーセンター等で講座実績があるもの。
イ 介護予防（フレイル予防）に関することもしくは認知症に関する内容の講座（講義・実践等）を1時間程度できるもの。
ウ 暴力団員及び暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第5号に規定する暴力団員及び同条7号に規定する暴力団密接関係者をいう。）を含まないもの。

(対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができるものは、高齢者が5人以上参加しており、つどいの場を定期的に関催（月1回以上）し、開催実績が1回以上ある団体であり、尼崎市内で活動している団体において、次に掲げる要件を満たすことができる団体とする。

- (1) 介護予防（フレイル予防）について助成を受ける場合、尼崎市が取り組むフレイルチェック会の実施が可能な団体として候補団体となることができること。
- (2) 認知症に関する助成を受ける場合、団体内に認知症サポーター養成講座を受講したことがある人が1人以上いる、もしくは助成後団体全員または1人以上認知症サポーター養成講座を受講することができること。
- (3) 暴力団員及び暴力団密接関係者を含まず、政治活動、宗教活動、営利活動を行っていないこと。

(開催場所)

第4条 助成事業は、原則として市内の福祉会館や集会所等において開催するものとし、遊興場その他市長が開催場所として不適当と認める施設においては実施できないものとする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付対象となる経費は、フレイル予防・認知症を学ぶ講師費用助成に要する経費とし、次に掲げるものとする。なお、政治活動、宗教活動、営利活動は交付対象とはならない。また、申請団体がすでに実施中の講座の講師費用を当事業で置き換えて費用を充当することはできないものとする。

- (1) 講師謝礼（必須）
- (2) 講座などに使用した資料代
- (3) 講座などに使用した材料代
- (4) 講座などに使用した会場使用料及び賃借料
- (5) その他市長が運営に必要と認める経費

(助成事業の実施期間)

第6条 助成事業は年度内（4月1日から3月31日）に1団体1回限りの申請とする。

(助成金の上限額)

第7条 交付する助成金の額は上限9,000円とする。

(交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」）は、尼崎市フレイル予防・認知症を学ぶ講師費用助成金交付申請書（様式第1号）を実施日の原則14日前までに市長に提出するものとする。

(交付決定、条件及び通知)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、尼崎市フレイル予防・認知症を学ぶ講師費用助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。なお、市長は助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更及び中止等)

第10条 助成金の交付決定を受けた申請者（以下、決定者という。）は、申請内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く。）、または申請内容を中止及び廃止しようとする場合は、尼崎市フレイル予防・認知症を学ぶ講師費用助成金変更等承認申請書（様式第3号）に変更等の内容が分かる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更及び中止等の承認に伴う交付契約の解除)

第11条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査の上、変更等の可否又は中止等による助成金の交付契約の全部又は一部の解除を決定し、尼崎市フレイル予防・認知症を学ぶ講師費用助成金変更等承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により、決定者に通知するものとする。

(実施報告)

第12条 決定者は、実績報告について、尼崎市フレイル予防・認知症を学ぶ講師費用助成事業実施報告書（様式第5号）及び対象経費の証拠書類（領収証等）を実施日から原則14日以内に、市長に提出するものとする。

(助成金額の確定及び是正)

第13条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査の上、助成金を決定し、尼崎市フレイル予防・認知症を学ぶ講師費用助成金交付（不交付）額決定通知書（様式第6号）を申請者に通知するものとする。また、市長は、審査の結果、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成金事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを決定者に対して指示することができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による指示に従って行う助成対象事業について準用する。

(助成金の請求及び交付)

第14条 前条の通知を受けた者は、尼崎市フレイル予防・認知症を学ぶ講師費用助成金交付請求書（兼受領委任状）（様式第7号）を、市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取り消し、返還)

第15条 市長は、偽りその他不正の手段によって交付決定を受けた者があると認めるときは、当該交付決定を取り消すことができる。この場合において、すでに支払済の助成金があるときは、市長は、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(助成金の交付契約の解除等)

第16条 市長は、決定者について次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付契約の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付申請その他この要綱に基づく手続を行ったとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定又はこの要綱に基づく市の指示その他の措置に違反したとき。
- (5) 不適当な方法で実施したとき。
- (6) その他市長が助成金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、この要綱の規定により助成金の交付契約を解除した場合において、その解除に係る部分に関し、既に助成金が支給されているときは、決定者に対し期限を定めてその返還を請求するものとする。この場合において、その請求を受けた決定者は、速やかに、当該請求に係る額を市に返還しなければならない。

3 前項の規定は、この要綱の規定による助成金の交付契約の全部の解除があった後においても適用する。

(財産の処分の制限)

第17条 決定者は、助成対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、決定者が交付を受けた助成金の全額に相当する金額を市に納付した場合又は市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(報告、検査及び指示)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、決定者に対し質問をし、報告を求め、若しくは助成対象事業の施行上必要な指示をし、関係書類について検査をすることができる。

(助成金の流用の禁止)

第19条 決定者は、その交付を受けた助成金を他の用途に流用してはならない。

(実施の細則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この事業についての必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、市長が別に定める日までに交付申請があった助成金について適用し、同日の属する年度の末日の属する年の5月31日限り、その効力を失う。ただし、第16条から第19条までの規定及びこれらの規定の適用に関する定めは、当分の間、なおその効力を有する。